

平成23年3月14日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成23年3月

健康・介護保険料率が変わりました

平成22年3月 保険料率の改正についてご案内します。

■ 健康保険・介護保険料率の改定 ■

全国健康保険協会管掌 健康保険の健康保険・介護保険料率は、平成22年3月分（4月支払給与分）から改定されました。保険料収入が落ち込む一方で医療費の支出が増え、協会けんぽの財政が厳しい状況であることから、昨年に引き続き大幅な引き上げとなりました。

	平成23年2月分まで	平成23年3月分から	
健康保険料率	9.32% (4.66%)	9.48% (4.74%)	0.16% (0.08%) ↑
介護保険料率	1.5% (0.75%)	1.51% (0.755%)	0.01% (0.005%) ↑

※ 東京都の料率で、他県は異なります。 ※ 会社+本人の負担率（ ）内は折半額

※ 厚生年金保険料率は変更ありません（平成23年9月変更予定）。

※ 健康保険組合に関する保険料率等については、各健康保険組合にお問い合わせ下さい。

※ 個人の給与から徴収する保険料額の改定期間は、3月ではなく4月に支払う給与からとなります。（当月徴収している会社は、3月支払給与控除から変更）

■ 労災保険料率・雇用保険料率について ■

毎年度末に見直しが行われる労働保険料率（労災・雇用保険料率）ですが、今年は労災保険料率、雇用保険料率ともに、平成22年度の料率の据え置きとなり、変更はありません。

事業の種類	雇用保険料率（H22.4～）		
	会社+従業員	従業員負担	会社負担
一般の事業	15.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000
農林水産 清酒製造業	17.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000
建設業	18.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000

■ 労働保険料の申告・納付時期について ■

平成21年より労働保険料申告書の提出時期が変わりました。

6月上旬頃「労働保険料申告書」会社へ郵送され、提出期限は7月10日（従来は5月20日）です。社会保険の定時決定（算定基礎届）の提出時期とも重なりますので、事前のご準備をお勧めします。